パブリックコメント手続実施要項

作成日：令和５年(2023年)８月１日

|  |  |
| --- | --- |
| 案件の名称 | ・（仮称）箕面市手話言語条例（素案）・（仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案） |
| パブリックコメント手続実施の目的 | 「（仮称）箕面市手話言語条例」及び「（仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例」の制定を検討しています。その素案を公表し、意見を募集します。 |
| 実施部局名 | 健康福祉部　障害福祉室 |
|  | （問い合わせ先） | 障害福祉室　手帳・自立支援グループ　（電話：072-727-9506　） |
| パブリックコメントの対象となる資料 | ・（仮称）箕面市手話言語条例（素案）・（仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案） |
| 参考資料 | ・（仮称）箕面市手話言語条例（素案）の考え方について・（仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案）の考え方について・制定検討にかかる経緯について |
| 閲覧方法と閲覧場所 | （１）（２）（３）（４）（５） | 市ホームページ　（アドレス：https://www.city.minoh.lg.jp/syougaifukushi/topics/syougaifukushi\_r5\_pabukome.html）健康福祉部　障害福祉室　（みのおライフプラザ（総合保健福祉センター）１階総合窓口）行政資料コーナー　（箕面市役所　別館１階12番窓口）箕面市役所豊川支所、止々呂美支所障害者福祉センターささゆり園中央図書館・東図書館・桜ケ丘図書館・西南図書館・小野原図書館・船場図書館、西南生涯学習センター、みのお市民活動センター、らいとぴあ２１（萱野中央人権文化センター） |
| 　　※（２）～（４）は、市役所開庁日の８時４５分から１７時１５分まで※（５）は、各施設の開館日、開館時間中※点訳資料は、みのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。※ふりがなを付けた資料は、市ホームページまたはみのおライフプラザ総合窓口で閲覧できます。 |
| 意見等の提出期間 | 令和５年(2023年)８月１日（火曜日）から８月３１日（木曜日）まで（消印有効） |
| 意見等の提出方法 | 次のうちいずれかの方法で提出してください。LoGoフォームQRコード |
| （１）（２）（３）（４） | 閲覧場所の窓口への提出郵便による送付（住所：〒562-0014 箕面市萱野５－８－１）　ファクシミリによる送付　（ファクス番号：072-727-3539）電子申請システム（LoGoフォーム）による送付 |
| 　　※閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。（自由な形式で提出していただいてもかまいません。） |
|  | 意見等を提出できるかた | （１）（２）（３）（４）（５）（６）（７） | 本市にお住まいのかた本市に事務所又は事業所がある事業者本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた本市にある学校に在学しているかた本市に対して納税義務を有しているかた上記（１）から（５）に該当するかたで構成された団体上記以外で意思疎通の支援を必要としているかた、意思疎通の支援を行っているかたまたは団体 |
| 意見等を提出する際の必要記載事項 | （１）（２）（３） | 意見を提出しようとする素案の名称氏名及び住所（上記の「意見等を提出できるかた」のうち（２）～（５）に該当するかたにあたっては名称及び所在地、（６）・（７）に該当する団体にあっては、団体名及び団体事務局所在地）上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分 |
| 提出された意見等及び市の考え方の公表方法 | 「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。公表期間：令和５年(2023年)１０月下旬を予定※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。 |
| 備考 |  |